

エコシステム形成支援統括マネージャー設置業務及び 東三河スタートアップ機運醸成支援業務仕様書

1 本業務の目的等

(1) Aichi-Startup 戦略における目標と本業務の関係

愛知県では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とするイノベーション創出が喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した（2023年3月改定予定）。

本戦略においては、県のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」（2024年10月供用開始予定）と県内各地域の「STATION Ai パートナー拠点¹」が相互に連携・協力し、県内全域でのスタートアップ・エコシステムを形成することを目指している。

この目標の実現のためには、「地域におけるスタートアップへの支援」及び「県内全域のスタートアップ・エコシステム形成を視野に入れた STATION Ai や他地域との連携」の双方を目指す自治体やスタートアップ支援機関等の主体（以下「自治体等」という。）が、そのエリアでの自立的なスタートアップ・エコシステム形成につながる施策を自ら講じていけるようにする必要があることから、本業務を実施する。

(2) 本業務の目的・概要

本業務においては、自治体等がスタートアップ・エコシステム形成支援に自ら取り組んでいけるようになることを目的として、エコシステム形成支援活動を実施する。

なお、「STATION Ai パートナー拠点」第1号として位置付けられた東三河スタートアップ推進協議会を中心とする東三河地域に対しては、2021年度から引き続きエコシステム形成支援活動を実施することにより、当該地域の自立的なスタートアップ・エコシステムの形成に向けた取組をさらに促進するとともに、他地域と連動して事業展開することにより、県内各地域でのパートナー拠点設立や県内全域でのスタートアップ・エコシステムの形成を促進していく。

さらに、東三河地域のスタートアップ支援機運の更なる醸成や域外への波及を狙い、PRにつながるイベントを実施し、活動を後押しする。

2 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) エコシステム形成支援統括マネージャー設置業務

ア 統括マネージャーの設置

- ・ エコシステム形成支援統括マネージャーとして3名配置し、東三河地域（1名）とその他地域（2名）の担当を決めること。
- ・ 各週の稼働日は原則、月曜日から金曜日まで（祝日、12/29～1/3を除く）の週

¹ 県内各地域においてそれぞれの地域特性や強みを活かして主体的にスタートアップ支援に取り組む機関等。現在、東三河地域（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）の行政・大学・支援機関等によるスタートアップ支援組織「東三河スタートアップ推進協議会（2021年10月設立）」を設立と同日付けで STATION Ai パートナー拠点に位置づけている。

5日間とし、勤務時間は9時～18時（休憩1時間を含む）までとする。なお、勤務時間を変更する場合、事前に報告すること。

- ・ 3名の統括マネージャーで、週5日間の勤務体制を確保することが困難な場合は、主たる統括マネージャーとして3名の週3日間以上の勤務日を確保する。その上で、統括マネージャーを追加し、交代要員として充てることできる。（この場合、追加する統括マネージャーは2名までに限る。）
- ・ 統括マネージャーは、幅広いスタートアップ関連人材（起業家、VC、エンジェル投資家、大学教員等）とのネットワークを有し、MBA取得者、公認会計士等の資格所有者、コミュニティマネージャーの経験者等の経営又はスタートアップ支援に詳しい者とする。
- ・ 県内に本業務の活動拠点を置くなど、効果的に自治体等への訪問・対面での支援やSTATION Ai株式会社²を始めとした県内のスタートアップ支援機関等との情報共有・連携が行える体制を構築すること（緊急事態宣言中等により県外からの移動が制限される場合等を除く）。
- ・ 統括マネージャーとしての勤務時間中は他の業務に従事してはならない。
- ・ 人員変更は原則認めない。ただし、県と別途協議し、県が変更の必要性及びその適性が同等と認める場合については、その限りではない。
- ・ 病気、けが等により統括マネージャーが療養を必要とする場合は、別途協議すること。
- ・ 県と調整の上、Aichi-Startup 戦略関連事業、グローバル拠点都市関連事業等、他の事業との連携・協力を行うこと。
- ・ 自治体等との連絡・相談等に使用するメールアドレス（公開可能なもの。フリーメール不可。）及び携帯電話（電話番号が公開可能なもの。）を用意すること。
- ・ 業務期間の間、県が使用できる Zoom アカウントにライセンスを割り当てること。

イ 実施業務（エコシステム形成支援活動）

- ・ 自治体等が本業務内で実施するプログラム等に参加するにあたり、スタートアップ、事業会社、他地域、STATION Ai 等との調整に向けた助言等、地域の実情に応じたアドバイザー業務を実施すること。

東三河地域においては、地域の各スタートアップ支援機関や自治体が連携しながら自立的なスタートアップへの支援を行えるように、東三河スタートアップ推進協議会が中心となって行う支援施策やコミュニティ活動等に対する助言等のアドバイザー業務を実施すること。

- ・ 自治体等を対象に、スタートアップやスタートアップ・エコシステムの概念理解を目的とした研修会・ワークショップ等を5回以上開催すること。
- ・ 各地域におけるスタートアップ及びその候補となる起業家を志す者を発掘するとともに、自治体等と各地域内外のスタートアップとの接点を増やし、共創を促進するため、6ヶ月以上のプログラム（自治体等と連携したインキュベーションプログラム等）を開催すること。

プログラムでは、スタートアップ5社以上を支援し、自治体等が各地域における課題解決や新産業創出に向けて、スタートアップと共創するためのノウハウ体得や、地域での実証実験等を支援する体制の構築を目指す内容とすること。

² 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業の落札者である「ソフトバンク株式会社」が設立した「STATION Ai」の整備・運営を担う特別目的会社

なお、プログラム中、メンターを1名以上設置し、スタートアップに専門的なアドバイスをを行うこと。

- ・ 県内各地域において、自治体等やコミュニティの垣根を越え、各主体間での情報共有・共創を促進するための仕組みを構築すること。
- ・ スタートアップ、起業家、自治体等が交流することのできるイベントを実施すること。イベントにおいては累計450名以上の参加者を確保すること。
- ・ 自治体等と県内各地域における金融機関及び商工会議所等とのネットワーク構築を図り、交流会やプログラムへの参加を促すこと。
- ・ 受託者の有するネットワーク・チャンネルを活用して、各地域の自治体等が行う取組や本業務で実施するイベント等を広くPRすること。
- ・ 県内全域でのスタートアップ・エコシステムの形成に繋がるよう、STATION Ai株式会社との間において、定期的に情報共有するとともに、有機的に連携していくこと。
- ・ 県内外の各スタートアップ支援機関等と積極的に繋がるなど、情報収集に努めること。

(2) 東三河スタートアップ機運醸成支援業務

東三河スタートアップ推進協議会と協働の上、東三河地域のスタートアップ・エコシステム形成に向けたイベントを開催すること。

ア 開催時期

2023年度下半期（なお、同協議会が実施するイベント開催時期と重なる場合は、同協議会及び県と協議の上、開催時期を柔軟に決定すること。）

イ 開催規模

参加人数は100名以上を目指すこと。

4 業務活動報告等

- ・ 事業成果を広くPRするため、成果報告会を開催すること。なお、県が実施する他の事業と合同で成果報告会が行われる場合、県が必要とする場合は参画することとし、その際の費用は必要分を負担すること。
- ・ 月1回程度、県に対して業務活動報告（日誌、相談報告書、その他必要書類等）を行うとともに、STATION Ai パートナー拠点設立に向けた進捗報告を行うこと。ただし、これらの報告について別途県から指示があった場合は、可能な限りその指示に従うこと。それぞれの報告の内容は、事業年度を越えるような継続的な案件に円滑に対応できるよう、組織的に共有しやすい平易な内容とすること。

5 成果物

項目	時期
事業実施報告書 ※ 原則 A4 版縦で 3 部提出すること。	3 月末
上記の電子データ ※ ファイル形式、記録媒体等は調整の上別途指定する。	
自治体等における取組及び課題事項等を整理した資料 ※ 様式等は調整の上別途指定する。	

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の詳細（実施内容、実施時期等）については、契約締結後速やかに実施計画書を提出し、県の下承を得た上で計画を遵守して業務を実施すること。なお、計画の内容は、業務実施中の各地域の実情に応じて、県と受託者とで協議を行い、修正等適正化を図るものとする。
- (3) 委託金額の限度額は、「3 業務内容」の内、「(1) エコシステム形成支援統括マネージャー設置業務」については57,958,708円、「(2) 東三河スタートアップ機運醸成支援業務」については2,000,000円を上限とする。
- (4) 委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 本業務の経理は受託者の他の事業と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (7) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (10) 業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。
- (11) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、仕様書又は実施計画書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者との協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) イベント等の開催方法については、原則オフラインとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況又は事業効果を高めることを目的とする場合は、オンラインでの開催も対応可能なものとする。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者との協議により定めるものとする。